

営農型太陽光発電実施に係る協議の場の結果について（農業経営基盤強化促進法第19条関係）

大崎市では、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条の規定に基づき、営農型太陽光発電実施の申出のあった地域について、その事業内容の妥当性について協議を実施しました。つきましては、下記の内容について意見を募集した結果を報告します。

1. 対象地域

鹿島台地域

2. 営農型太陽光発電事業の概要

（1）事業区分、実施時期

一時転用許可の更新（令和3年3月15日から実施）

（2）事業予定地

No	地名	地番	地目	面積(㎡)
1	大崎市鹿島台大迫阿弥陀前	33-1	田	514
2	大崎市鹿島台大迫阿弥陀前	38-3	畑	865
3	大崎市鹿島台大迫阿弥陀前	38-4	田	835
4	大崎市鹿島台大迫阿弥陀前	27-1	田	5151
5	大崎市鹿島台大迫阿弥陀前	27-2	ため池	241
6	大崎市鹿島台大迫阿弥陀前	31-2	畑	319
7	大崎市鹿島台大迫阿弥陀前	31-3	畑	104

（3）当該農用地で営農型太陽光発電事業を実施することとなった経緯

申請地は元々田んぼとして利用されていた土地であるが、令和2年の建設計画当時は耕作されず雑草が繁茂し荒れた状態となっていた。しかし土地形状は南西向きの階段状に傾斜が付いているため日照条件は良く、整備すれば耕作を再開することが可能である。また通行の多い道路からは新規川を挟んで離れており、周囲の農地と分断しているうえ、建築物もないため太陽光発電にも適する。

事業者は大崎市のほか加美町、大和町、松島町など周辺地域でも太陽光発電事業を運営しており、地理的な一体性の面で有利であること、営農作業や設備メンテナンスにあたる関係企業の協力を得やすいことなどから本地には利点がある。

以上により、本件規模の太陽光発電事業の立地条件に適合した場所と判断し、かつ地権者と協議の結果、契約条件の合意にいたり決定した。

（４）事業実施に伴う周辺農地，農業用施設，排水路その他周辺環境への影響及びその対策

申請地は周辺の農地と分断しているため特に影響は無い見込みであるが，周辺の地域や設備に影響を及ぼしそうな場合には，速やかにしかるべき対策を講じる。また，年４回（５月，７月，９月，１１月）の除草を行う。申請地内に農業用排水設備はなく，影響は及ぼさない。大雨等の災害が見込まれるときは，緊急に見回りを行う。

畑として用いるため，特に排水設備は新設しないが，土側溝整備や排水経路の改善を行う。余剰の雨水は申請地の傾斜と既存の水路を利用して流す。土砂の流出や崩壊への予防としては，整地・転圧により対策を行う。

（５）農業委員会の意見（農地法第４条第６項第４号及び第５号関係）

令和８年度第４回大崎市農業委員会定例総会にて，本件における農地法第４条第６項第４号(事業の実現性)及び５号(周辺農地への被害防除)を含めた農地転用の審議を行い許可相当と判断した。

３．意見募集期間

令和８年７月２８日（火）～令和８年８月３日（月）

４．意見募集結果

意見等はありませんでした。

お問い合わせ先

大崎市産業経済部農政企画課（大崎市古川七日町１－１　市役所本庁舎３階）　TEL：0229-23-7090　FAX：0229-23-7578　Mail：nousei@city.osaki.miyagi.jp